

**【表紙】**

【発行登録追補書類番号】	30 - 関東 1 - 4
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年12月12日
【会社名】	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 平 野 信 行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【電話番号】	(03)3240 - 8111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部次長 仲 井 利 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【電話番号】	(03)3240 - 8111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部次長 仲 井 利 樹
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第8回任意償還条項付無担保永

---





(3)







|







## 6 債務免除特約

- (1) 当社について損失吸収事由、実質破綻事由(本号 に定義する。)または倒産手続開始事由(本号 に定義する。)(以下「債務免除事由」と総称する。)が発生した場合、別記「償還の方法」欄第2項および別記「利息支払の方法」欄第1項の規定にかかわらず、以下の規定に従い、当社は、本社債にもとづく元利金の全部または一部の支払義務を免除されるものとする。

## 損失吸収事由の場合

当社について損失吸収事由が発生した場合、当該損失吸収事由が発生した時点から債務免除日(下記に定義する。以下本号 において同じ。)までの期間中、各本社債の元金(当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において本号 にもとづき免除されている支払義務に係る金額(本(注)第7項にもとづき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。))を除く。以下本号 において同じ。)のうち所要損失吸収額(下記に定義する。)に相当する金額および各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債にもとづく元利金(ただし ぐ 款耀

「連結普通株式等Tier 1 比率」とは、自己資本比率規制にもとづき計算される連結普通株式等Tier 1 比

(3) 本社債の社債要項に反する支払

債務免除事由が発生した後、本社債にもとづく元利金(損失吸収事由が発生した場合においては、本項第1号 にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。)の全部または一部が社債権者

(停止条件)

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権(( )本社債にもとづく債権および( )本社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権(当社の清算手続において特別目的会社等が有する債権で、当該債権につき支払われる金銭が当該特別目的会社等の発行する既存優先出資証券に係る残余財産分配に充当されるものを含む。以下同じ。)またはこれに劣後する条件の債権を除くすべての債権(期限付劣後債務に係る債権を含む。)をいう。)が、その全額につき弁済その他の方法で満足を受けたこと。

「清算時支払可能額」とは、( )本社債にもとづく債権および( )本社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権を、当社の優先株式で残余財産分配の順位が最も優先するもの(以下「残余財産分配最優先株式」という。)とみなし、本社債にもとづく債権に清算手続における弁済順位について実質的に劣後する条件の債権を、当社の残余財産分配最優先株式以外の優先株式とみなした場合に、本社債につき支払がなされるであろう金額をいう。

(2) 優先債権者に対する不利益変更の制限

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても優先債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない(E03606)

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(第8回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付))】

(1) 【社債の引受け】

--







--	--







Vertical line on the left side of the page.

Vertical line on the right side of the page.

--	--











4 【社債の引受け及び社債管理の委託(第9回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付))】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	81,800	1 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金60銭とする。
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	3,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,800	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,800	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	900	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	900	
計		95,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当します。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当社の連結子会社です。当社は、本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ



#### (4) 元利金免除に関するリスク

当社について、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した場合、以下の または に記載のとおり、当社は、本社債にもとづく元利金(ただし、これらの事由が発生した日までに弁済期限が到来したものを除きます。本(4)において以下同じです。)の全部または一部の支払義務を免除され、その免除の対価として当社の株式その他の有価証券が交付されることはありません。したがって、これらの場合、清算手続において本社債に実質的に劣

(5) 利払いの停止に関するリスク

当社は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができます(かかる利息の支払停止を以下「任意利払停止」といいます。)

また、当社は、各支払期日において、利払可能額制限に抵触する場合、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち利払可能額を超える金額について、本社債の利息の支払を行いません。そのため、一の事業年度内において、当社の株式、同順位証券または劣後証券に対して配当等がなされた場合であっても、その後の支払期

(6) 償還に関するリスク





## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

## 第2 【参照書類の補完情報】

## 2 . モルガン・スタンレーとの戦略的提携で开



原油や鉄鋼等の原材料価格の高騰などによる仕入れや輸送などのコスト上昇を販売価格に十分に転嫁できない貸出先等を中心に不良債権が増加した場合、逆に、資源価格の下落を受けた関連産業の業績悪化によ

## 6. 為替リスク

当社グループの業務は為替レートの変動の影響を受けます。為替レートの変動により、三菱UFJ銀行の重要な子会社であるMUFG Americas Holdings Corporation(その銀行子会社であるMUFG Union Bank, N.A.を含め、以下、「MUFG Americas Holdings」といいます。)及びBank of Ayudhya Public Company Limited(





14. 世界経済の悪化・金融危機の再発により損失を計上するリスク

世界経済は、米国においては量的緩和解除後も内需主導で景気は底堅く推移しているものの、各国・各地域に

## 16 . システムに関するリスク



## 20. 規制変更のリスク

当社グループは、現時点の規制(日本及び当社グループが事業を営むその他の地域における法律、規則、会計基準、政策、実務慣行及び解釈、並びに国際的な金融規制等を含みます。以下、本項において同じ。)に従って、また、規制の変更等によるりだ、ま

## 22. 自己資本比率等に関するリスク

### (1) 自己資本比率規制及び悪化要因

当社グループには、2013年3月期より「バーゼル」：より強靱な銀行及び銀行システムのための世界的な規

(4) 資本調達

バーゼル の適用開始に伴い改正された上記の告示には、2013年3月以前に調達した資本調達手段(適格旧資本調達手段)の資本算入に関する経過措置が設けられており、当該経過措置の範囲内で自己資本に算入すること

## 26 . 人材確保に係るリスク